

○豊島区企業等による事業提案制度審査委員会運営要綱

令和7年12月3日

政策経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置する豊島区企業等による事業提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例別表第1号で担当事務として定める企業等による事業提案制度（以下「本制度」という。）の事業採択及び補助金交付に係る審査に関する事務は、次の事項とする。

- (1) 本制度の補助対象事業の審査に関すること。
- (2) 本制度に係る補助金交付審査に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は次に掲げる者で構成し、区長が委嘱または任命するものとする。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区職員 3人以内

(任期)

第4条 審査委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務及び代理)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 5 審査委員会は、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱（平成20年4月21日区長決定）第4条第1項第3号の規定に基づき、非公開とする。
- 6 前号に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

（審査結果）

第7条 委員長は文書をもって審査の結果を区長に報告する。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、政策経営部シティプロモーション課に事務局を置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月3日から施行する。